



9. グリーン調達/シックハウス関連

Q9-1：ロックウールおよびロックウール製品はグリーン購入法の対象品目にあたりますか？

A：「国等による環境物品等の調達等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく特定調達品目の中に公共工事があり、

その中に「断熱材」の項目があります。下記の判断基準に該当した場合、ロックウール断熱材製品は特定対象品目となります。

建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 2016年(平成28年)2月改定
1. フロン類が使用されていないこと。 2. 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ※ 押出発泡ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考)

1. 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
2. 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」[2013 年(平成 25 年)12 月経済産業省告示第 270 号]による。

Q9-2：住宅用断熱マットの使用時にホルムアルデヒドの発生はありますか？

A：住宅用断熱マットには 3%以下のフェノール樹脂(変性物も含む)が使用されており、そのフェノール樹脂に微量のホルムアルデヒドが含有されていますので、発生がまったくないとはいいきれません。しかし、JIS A 1901 は「建築材料の揮発性有機化合物 (VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小形チャンバー法」に基づき行った結果では、工業会各社で製造している住宅用断熱マットは、F☆☆☆☆(ホルムアルデヒド放散量 $5\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下)となっており、

改正建築基準法を十分満たした製品となっています。



Q9-3：吸音天井板は空気中のホルムアルデヒドを吸収するという話がありますが、本当ですか？

A： 本当です。吸音天井板にはホルムアルデヒドを吸収するような成分が含まれていますので、ホルムアルデヒドを吸収します。

工業会で行った実験結果でも、室内のホルムアルデヒドの減少が認められています。

Q9-4：吹付けロックウールは建築基準法によるシックハウスの規制対象になりますか？

A： 吹付けロックウールは、以下により、シックハウスの規制対象にはなりません。

吹付けロックウールの主原料(配合)は、ロックウール(ウール)とセメントであり、その内のウールは、

JIS A 9504 に該当し、製品にユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂並びにレゾルシノール樹脂のいずれも使用しておりませんので

F☆☆☆☆に区分されております。

またもう一つの原料であるセメントも国土交通大臣の指定するホルムアルデヒド発散建築材料には該当いたしません。